

- 実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。
- また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

- 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
 - ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。
 - イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
 - ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。
- 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
 - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
 - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
 - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化

- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。
- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。
- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。
- 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。
- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

(別表)

各独立行政法人について講ずべき措置



内閣府	国立公文書館
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用等	借上施設に係る経費削減	23年度から実施	アジア歴史資料センターの移転により経費を削減する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 組織体制の整備	23年度から実施	公文書等の管理に関する法律の施行に際し、業務フローや事務処理手順を見直し、民間委託等を進めることにより、一層の効率化を図る。

【その他】

03	国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律に係る附帯決議等で指摘されている立法府・司法院との関係性も考慮しながら検討を進める。
----	--

内閣府	北方領土問題対策協会
-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し 広報啓発の重点化による効率化	23年度から実施 23年度中に実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。 既存の広報啓発の方法を見直し重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。
02 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。

内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構
-----	----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 先行的研究事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率的実施を図る。
02 大学院大学設置準備活動	運営委員会の経費縮減	22年度中に実施	運営委員会は冲縄で開催するとともに、その開催経費を縮減する。
03 施設の整備	施設整備費の縮減	22年度から実施	第3研究棟を含め施設整備計画を見直すとともに、民間資金の活用にも努めること等により、施設整備費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る法人負担分の見直し	23年度から実施	借上職員宿舎の使用料については、管理部門の経費を縮減する観点から抜いを検討する。
05 人件費の見直し	給与水準の適正化	22年度から実施	給与水準を引き下げる現行の5か年計画を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
06 組織体制の整備	法人管理・運営の根本的な見直し	22年度中に実施	実効的な権限を有する専任の事務局長を選任するとともに、予算執行管理の適正化を担保するための内閣組織を設置し、事前・事後の確認を強化する。あわせて、監督官庁（内閣府）に報告・連絡するための仕組みを構築し、適正な管理・運営を担保する。
07	学校法人移行後における適切な管理・運営のための仕組みの検討	22年度から実施	平成23年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園を早急に検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理・運営のために学園が採るべき措置 ・定期的な連絡会議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置

消費者庁 国民生活センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 広報事業			<p>当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う。</p> <p>・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行うとの基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。</p> <p>相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談に代えては廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び昼間相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。</p> <p>商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方案について具体化する。そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。</p>
02 情報・分析事業			
03 相談事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれぞれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	
04 商品テスト事業			
05 研修事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	
06 裁判外紛争解決手続(ADR)事業	事業の効率化	22年度から実施	
07 企画調整事業			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08 不要資産の在庫返納	25年度中に実施	東京事務所を在庫納付する。
09 事務所等の見直し	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。
10 取引関係の見直し	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。
11 人件費の見直し	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラシレス指数を引き下げ取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。
12 組織の見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。